

寄付金取扱規程

公益財団法人自然エネルギー財団

寄付金取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、当財団が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めることを目的として制定する。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「一般寄付金」とは、当財団が広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する金銭をいう。
- (2) 「特定寄付金」とは、当財団が広く一般社会に用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する金銭をいう。
- (3) 「特別寄付金」とは、当財団が個人又は団体から用途指定または寄付金の管理運用方法について条件を付されて受領する金銭をいう。
- (4) 「寄付金」とは、一般寄付金、特定寄付金および特別寄付金をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、当財団が受領する寄付金に対して適用する。

第2章 寄付金の募集

(一般寄付金の募集)

第4条 一般寄付金は、常時募集することができる。

- 2 一般寄付金を募集する場合、寄付者において用途指定または寄付金の管理運用方法に係る条件を付さないものとする。
- 3 一般寄付金は、寄付金総額の50%以上の割合を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。
- 4 前項の割合は、決裁権限規程の定めるところにより決定する。

(特定寄付金の募集)

第5条 特定寄付金を募集する場合、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途およびその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を決裁権限規程の定めるところにより提出し、承認を求めなければならない。

- 2 特定寄付金は、募集総額の30%以下であって適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部または一部に使用することとして、資金用途を定めな

なければならない。

(募金目論見書の交付等)

第6条 特定寄付金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。ただし、ホームページにおいて募金目論見書を公開することをもってこれに代えることができる。

第3章 寄付金の受領

(受領の基準)

第7条 寄付金は、個人および団体から受領することができる。ただし、寄付者が、次のいずれかの各号に該当しまたはそのおそれがあると当財団が認めた場合は、その寄付を辞退する。

- (1) 国および地方公共団体ならびに公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人または団体が、その寄付により特別の利益を受けられる場合
 - (2) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - (3) 寄付金の受け入れに起因して、当財団が著しく資金負担が生ずる場合または業務の遂行上支障があると認められる場合
 - (4) 反社会的勢力に関わる者からの寄付と認められた場合
 - (5) 前各号のほか、当財団が寄付を受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合
- 2 特別寄付金を受領するにあたっては、寄付者から資金用途（事業目的・法人会計の用途指定を除く。）または寄付金の管理運用方法について条件が付されている場合、決裁権限規程の定めるところにより、受領の可否を決定する。

(一般寄付金の受領手続き)

第8条 一般寄付金の寄付申込みは、その募集態様に応じて受領する。

(特定寄付金および特別寄付金の受領手続き)

第9条 特定寄付金および特別寄付金の寄付申込みは、書面（電磁的方法によるものを含む。）により行う。

- 2 事務局長は、寄付申込みを受けた場合、第7条第1項の基準に該当しないことを確認する。
- 3 事務局長は、寄付金の受領を決定した場合、寄付者に対しその旨を通知する。
- 4 前三項の規定にかかわらず、寄付者1人あたりにおける特定寄付金または特別寄付金の額が100万円未満の場合は、本条の受領手続きを省略することができる。

(寄付金の受領)

第10条 当財団が受領する寄付金は、寄付者からの振込みによって受領するものとする。ただし、一般寄付金については、寄付者から直接に寄付金を受領することができる。

(領収書の発行)

第11条 事務局長は、寄付金の申込者が当該寄付金に係る領収書の発行を求めた場合、遅滞なく当該領収書を発行する。

(特定寄付金に係る募金結果の報告)

第12条 特定寄付金の募集期間が終了した場合、すみやかに寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付し、またはホームページ上において公開する。

- 2 特定寄付金の支出が完了した場合は、当該寄付金の収支に係る収支決算書および支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付し、またはホームページ上において公開する。

(使途変更)

第13条 当財団は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄付金の使途を変更することができる。

- (1) 寄付目的が達せられ、寄付金に残額が生じた場合。
 - (2) 適正かつ合理的な理由により、寄付の使用内容等を変更する場合。
- 2 前項第2号の場合は、事前に寄付者から同意を得るものとする。ただし、寄付者の死亡、失踪、意思能力の欠如その他の事由により同意が得られない場合には、この限りではない。

第4章 情報公開

(情報公開)

第14条 公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項については、法令の定めるところにより、当財団の事務所へ備え置き、閲覧に供するものとする。

第5章 雑則

(所管部署)

第15条 この規程の所管は、事務局とする。

(改 廃)

第16条 この規程の改廃は、規程等管理規程の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、2012年2月28日に制定し、同日より施行する。